

事務連絡  
平成 26 年 5 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）  
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

「試験問題の作成に関する手引き」の正誤表について

平成 26 年 3 月 10 日付け薬食総発 0310 第 1 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知 「「試験問題の作成に関する手引き」の改訂について」によりお示しした  
「試験問題の作成に関する手引き」について、訂正すべき事項があることから、  
別添のとおり正誤表を送付いたします。





試験問題の作成に関する手引き 正誤表

(平成 26 年 5 月 20 日厚生労働省医薬食品局総務課事務連絡)

正誤箇所	誤	正
3 ページ 7 行目	現在、消費者庁が商品に表示を認めて いるのは「保健機能食品（特定保健用 食品と栄養機能食品を合わせた名称）」 であり、それ以外は「いわゆる健康食 品」である。	(削除)
207 ペー ジ 12 行目	薬事法第 36 条の <u>3</u> 第 1 項第 1 号	薬事法第 36 条の <u>7</u> 第 1 項第 1 号
207 ペー ジ 26 行目	また、同号の後段に規定される「その 製造販売の承認の申請に際して第 14 条第 8 項第 1 号に該当するとされた医 薬品」とは、既存の一般用医薬品と有 効成分、分量、用法用量、効能効果等 が明らかに異なるもの（新一般用医薬品 clxxxviii）であり、一般用医薬品として の使用経験が少なく、より慎重に取り 扱われる必要があるため、その承認を 受けてから規則第 159 条の 2 に定め る期間 clxxxviii を経過しないものであ る。	また、同号の後段に規定される「その 製造販売の承認の申請に際して第 14 条第 8 項第 1 号に該当するとされた医 薬品」とは、既存の <u>要指導医薬品及び</u> 一般用医薬品と有効成分、分量、用法 用量、効能効果等が明らかに異なるも ののうち、 <u>一般用医薬品とされた</u> （新 一般用医薬品 clxxxviii）であり、一般用医 薬品としての使用経験が少なく、より 慎重に取り扱われる必要があり、その 承認を受けてから規則第 159 条の 2 に定める期間 clxxxviii を経過しないもの である。
207 ペー ジ 脚注 clxxxvii	医療用医薬品において使用されていた 有効成分を一般用医薬品において初め て配合したもの（スイッチOTC）や、 既存の医薬品と明らかに異なる有効成 分が配合されたもの（ダイレクトOT C）等。	医療用医薬品において使用されていた 有効成分を一般用医薬品において初め て配合したもの（いわゆるスイッチOT C）や、既存の医薬品と明らかに異 なる有効成分が配合されたもの（いわ ゆるダイレクトOTC）等。
207 ペー ジ 脚注 clxxxviii	ダイレクトOTCについては、薬事法 第 14 条の 4 第 1 項第 1 号の規定に基 づく再審査期間（同条第 2 項の規定に による延長が行われたときは、その延長 後の期間）に 1 年を加えた期間。スイ ッチOTCについては、薬事法第 79 条第 1 項の規定に基づく承認条件とし て付された <u>市販後調査期間</u> に 1 年を加 えた期間。	<u>いわゆる</u> ダイレクトOTCについて は、薬事法第 14 条の 4 第 1 項第 1 号 の規定に基づく再審査期間（同条第 2 項の規定による延長が行われたとき は、その延長後の期間）に 1 年を加え た期間。 <u>いわゆる</u> スイッチOTCにつ いては、薬事法第 79 条第 1 項の規定 に基づく承認条件として付された <u>製造 販売後</u> の <u>安全性調査期間</u> に 1 年を加え

		た期間。ただし、承認にあたって要指導医薬品として指定されたものについては、要指導医薬品から第1類医薬品に移行してから原則1年間。
208ページ 14行目	例えば、新一般用医薬品は、承認後の一定期間、第一類医薬品に分類されるが、その後は要指導医薬品として使用されていた期間における副作用の発生や適正使用の状況等に関する情報を収集し、それらを評価した結果に基づいて、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品に分類される。また、第三類医薬品に分類されている医薬品について、日常生活に支障を来す程度の副作用を生じるおそれがあることが明らかとなった場合には、第一類医薬品又は第二類医薬品に分類が変更されることもある。	例えば、新一般用医薬品は、承認後の一定期間、第一類医薬品に分類されるが、その間の副作用の発生や適正使用の状況等に関する情報を収集し、それらを評価した結果に基づいて、第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品に分類される。また、第三類医薬品に分類されている医薬品について、日常生活に支障を来す程度の副作用を生じるおそれがあることが明らかとなつた場合には、第一類医薬品又は第二類医薬品に分類が変更されることもある。
263ページ 6行目	・・・「第五十条第八号及び第五十二条第三号」とあるのは「第六十条において準用する第	・・・「第五十条第八号及び第五十二条第三号」とあるのは「第六十条において準用する第五十二条第三号及び第五十九条」とあるのは「第六十条において準用する第五十二条第三号及び第五十九条第十一号」と読み替えるものとする。
316ページ 5行目	○ 新医薬品（新一般用医薬品を含む。）等の承認情報	○ 新医薬品（要指導医薬品及び新一般用医薬品を含む。）等の承認情報
319ページ 21行目	一般用医薬品に関しても、承認後の <u>使用成績に関する調査</u> が製造販売業者等に求められており、副作用等の発現状況等の収集・評価を通じて、承認後の安全対策につなげている。具体的には、新一般用医薬品 <sup>cxxii</sup> のうち <u>ダイレクトOTC</u> については、10年を超えない範囲で厚生労働大臣が承認時に定める一定期間（概ね8年）、承認後の使用成績等を製造販売業者等が集積し、厚生労働省へ提出する制度（再審査制度）	一般用医薬品に関しても、承認後の調査が製造販売業者等に求められており、副作用等の発現状況等の収集・評価を通じて、承認後の安全対策につなげている。具体的には、新一般用医薬品 <sup>cxxii</sup> のうち、 <u>既存の医薬品と明らかに異なる有効成分が配合されたもの</u> については、10年を超えない範囲で厚生労働大臣が承認時に定める一定期間（概ね8年）、承認後の使用成績等を製造販売業者等が集積し、厚生労働省へ

	が適用され、また、 <u>スイッチOTC</u> については、承認条件として承認後の一定期間（概ね3年）、安全性に関する <u>使用成績の調査及び調査結果の報告</u> が求められている。	提出する制度（再審査制度）が適用される。また、 <u>医療用医薬品で使用されていた有効成分を一般用医薬品で初めて配合したもの</u> については、承認条件として承認後の一定期間（概ね3年）、安全性に関する調査及び調査結果の報告が求められている。 <u>要指導医薬品は、新一般用医薬品と同様に調査結果の報告</u> が求められている。
319ページ 脚注 ccxxii	既存の一般用医薬品と有効成分、分量、用法・用量、効能・効果等が明らかに異なる一般用医薬品。 <u>既存の医薬品と明らかに異なる有効成分が配合されたもの（ダイレクトOTC）や、医療用医薬品において使用されていた有効成分を一般用医薬品において初めて配合したもの（スイッチOTC）等</u> が含まれる。	既存の <u>要指導医薬品及び一般用医薬品</u> と有効成分、分量、用法・用量、効能・効果等が明らかに異なる一般用医薬品。
325ページ 7行目	(d) <u>それ以前も一般用かぜ薬の使用上の注意において、「5～6回服用しても症状が良くならない場合には服用を中止して、専門家に相談する」等の注意がなされていたが、それらの注意に加えて、まれに間質性肺炎の重篤な症状が起きることがあり、その症状は、かぜの諸症状と区別が難しいため、症状が悪化した場合には服用を中止して医師の診療を受ける」旨の注意喚起がなされることになった。</u> <u>塩酸フェニルプロパノールアミン含有医薬品</u> 塩酸フェニルプロパノールアミン（P P A）は、鼻みず、鼻づまり等の症状の緩和を目的として、鼻炎用内服薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬等に配合されていた。	それ以前も一般用かぜ薬の使用上の注意において、「5～6回服用しても症状が良くならない場合には服用を中止して、専門家に相談する」等の注意がなされていたが、それらの注意に加えて、まれに間質性肺炎の重篤な症状が起きることがあり、その症状は、かぜの諸症状と区別が難しいため、症状が悪化した場合には服用を中止して医師の診療を受ける」旨の注意喚起がなされることになった。 (d) <u>塩酸フェニルプロパノールアミン含有医薬品</u> 塩酸フェニルプロパノールアミン（P P A）は、鼻みず、鼻づまり等の症状の緩和を目的として、鼻炎用内服薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬等に配合されていた。
329ページ	塩酸ジフェンヒドラミン塩酸塩を主薬とする催眠鎮静薬（睡眠改善薬）	ジフェンヒドラミン塩酸塩を主薬とする催眠鎮静薬（睡眠改善薬）

329ページ 「授乳中の人は本剤を服用しないか、本剤を服用する場合は授乳を避けること」の項目	(追加)	<p><b>【主な成分・薬効群】</b></p> <p><u>コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩</u></p> <p><b>【理由】</b></p> <p><u>コデインで、母乳への移行により、胎児でモルヒネ中毒が生じたとの報告があるため。</u></p>
332ページ 「授乳中の人の項目	<p><b>【乳汁中に移行する可能性がある主な成分】</b></p> <p><u>コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩、トリプロリジン塩酸塩、プソイドエフェドリン塩酸塩</u></p>	<p><b>【乳汁中に移行する可能性がある主な成分】</b></p> <p>メチルエフェドリン塩酸塩、メチルエフェドリンサッカリン塩、トリプロリジン塩酸塩、プソイドエフェドリン塩酸塩</p>